

長野県銃剣道連盟規則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は長野県銃剣道連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本連盟は公益社団法人全日本銃剣道連盟の定款並びに諸規則の趣旨に基づき、これを定め、銃剣道及び短剣道の普及振興を図り、もって県民の体力向上と人間形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長野県銃剣道選手権大会、その他の競技大会の開催並びに連合支部及びこれに準ずる支部、又は職域支部等が実施する競技会等の指導援助。
- (2) 全日本銃剣道及び短剣道選手権大会並びに国民体育大会出場選手の派遣
- (3) 銃剣道及び短剣道等の指導者研修会の実施
- (4) 銃剣道及び短剣道等の審判研修の実施
- (5) 銃剣道及び短剣道等の指導者並びに審判研修の受講者の派遣
- (6) 社会活動を通じ、銃剣道及び短剣道をスポーツとして青少年に普及し、青少年の育成指導徹底徹底の拡大
- (7) 銃剣道及び短剣道に関する研究、指導並びに普及
- (8) 銃剣道及び短剣道等の称号並びに段級位付与に必要な総合的技能の審査及び認定
- (9) 銃剣道及び短剣道に関する功労者の表彰並びに会員の慶弔に関する事項。
- (10) その他、第3条の目的達成のために必要な事項。

第2章 組 織

(組織)

第5条 本連盟は、群及び市に連合支部を置く。

2 連合支部は群の場合、町・村に、市の場合は必要に応じ適宜地域割りを行うことができる。

3 連合支部内の組織の形態は、当該連合支部独自性により構成する。

4 連合支部及びこれに準ずる支部をもって本連盟の組織単位とする。(以下支部等という)

第3章 会 員

(会員)

第6条 本連盟の会員は次のとおりとする。

(1) A会員(普通会員)

本連盟の趣旨に賛同し、所定の手続きを経たもの。

(2) B会員(名誉会員)

銃剣道及び短剣道等、斯道の功労者であつて、常任理事会の推薦により理事会で承認された者。

(3) C会員(賛助会員)

特志をもって斯道を賛助し、本連盟に協力を申し出られ理事会で承認された個人または団体。

(入会)

第7条 本連盟に入会しようとする者はA会員とし、入会申し込みと同時に所定の入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 B及びC会員は、理事会で承認されたときから、それぞれの会員となる。ただし本連盟の役員を歴任した者又はび範士の称号を授与された者で、満80歳を超えた者は理事会で推薦したのちB会員とする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとする場合は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

2 死亡または所在不明、若しくはこれに類する事案が生じた場合は退会とみなす。

3 会費を2年以上滞納した場合は、退会の扱いとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決を経て会長名をもって除名することができる。

(1) 本連盟の名誉を傷つけ又は本連盟の目的に違反する行為があつたとき。

(2) 本連盟の会員として義務に違反した場合。

(会費)

第10条 会員の会費は次の通りとする。

(1) A会員(普通会員)

入会金及び年会費の額は別に定める。入会金は、入会時連合支部若しくはこれに準ずる支部(次より支部と呼称)に納入りし、支部はその都度本連盟に納入しなければならない。会費は年会費とし、毎年4月末日までに支部がとりまとめ総会時本連盟に納入しなければならない。

(2) B会員(名誉会員)

本連盟は特に金額を規定することなく、任意の協力を得る者とする。

(3) C会員(賛助会員)

名称を賛助会員とし、その額は全競連指定の額とする。

(納入金の不返還)

第11条 会費その他既に納入された金は、返還しない者とする。

第4章 会員の責務及び権利

(会員の責務)

第12条 本連盟の会員は、全日本競連盟で定めた競連盟教則及び短剣道教則に則り、自らこの練成に努め、又指導奨励普及に協力する責務を担うものとする。

(会員の権利)

第13条 本連盟の会員は、次の権利を有するものとする。

自らこの練成に努め、又指導奨励普及に協力する責務を担うものとする。

(1) 所定の手続きを経て本連盟の処置した諸施設使用すること。

(2) 本連盟主催の各種大会の参加、各種研究会及び研修会に出席すること。

(3) 規定に基づく称号及び技倅の審査を受けること。

(4) 支部を通じて指導員、審判員及び審査員の派遣を要請すること。

(5) 支部長、又は理事を通じて意見を述べること、但し総会時はこの限りではない。

第5章 役員及び職員並びに組織構成

(役員)

第14条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 事務局次長 | 2名以内 |
| (7) 会計理事 | 2名以内 |
| (8) 常任理事 | 若干名 |
| (9) 理事(外部・女性理事含む) | 若干名 |
| (10) 監事 | 2名 |
| (11) 審査員 | 若干名 |

(執行部の構成)

第15条 本連盟の執行部の構成は次のとおりとする。

- | |
|-----------|
| (1) 理事長 |
| (2) 副理事長 |
| (3) 事務局長 |
| (4) 事務局次長 |
| (5) 会計理事 |

(事務局の組織)

第16条 本連盟の事務局の組織は次のとおりとする。

- | |
|---------------|
| (1) 事務局長 |
| (2) 事務局次長 |
| (3) 会計理事 |
| (4) 書記(必要に応じ) |

(役員の選任)

第17条 本連盟の役員及び職員の選任方法は次のとおりとする。

(1) 会長は総会において選出する。

(2) 副会長は理事会の議により会長名においてこれを委嘱する。

(3) 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

(4) 事務局長及び事務局次長は理事の互選とする。

(5) 会計理事は理事の互選とする。

(6) 理事は支部長の推薦とし、理事、外部理事及び女性理事は会長の委嘱とする。

(7) 常任理事は理事の中から会長が委嘱する。

(8) 監事は総会において選出し会長名をもって委嘱する。監事は他の職を兼ねない。

(9) 審査員は年度当初常任理事会において選任し、会長が委嘱する。

(10) 書記は事務局長が推薦し、理事長がこれを委嘱する。

(職務)

- 第18条 役職員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。会務を掌理する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ありたる場合は会長の定めた順位によりその職務を代行する。
 - (3) 理事長は理事会を代表し、会務執行の責務を負う。
 - (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ありたる場合は理事長の定めた順位によりその職務を代行する。
 - (5) 執行部役員は常任理事を兼務し、常時会務の執行にあたる。
 - (6) 会計理事は事務局長の指示を受け、経理事務の処理にあたる。
 - (7) 理事は理事会を構成し、会務を審議しその決定に基づく会務の執行に協力する。
 - (8) 監事は会計を監査し、結果を総会時報告する。
 - (9) 審査員は審査会を構成し、第9章各条の審査にあたる。
 - (10) 事務局の職務は次のとおりとする。
 - ア 事務局長は理事長の命を受け、事務を主宰する。
 - イ 事務局次長は事務局長を補佐し、業務を分掌する。又事務局長に事故ありたる場合はその職務を代行する。
 - ウ 書記は事務局長の指示に従い事務を行う。

(役員の任期)

- 第19条 役員の任期は2ヶ年とする、但し再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残りの任期とする。
 - 3 役員は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(役員の解任)

- 第20条 役員であつて役員にふさわしくない行為があった場合は、理事会の議により会長名をもつて解任することができる。
- 2 退任を願い出た役員があつた場合は、理事長が常任理事会に諮って会長名をもつてこれを受理する。

第6章 顧問及び相談役

(顧問)

- 第21条 本連盟に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事長が総会に諮って、会長名でこれを委嘱する。
 - 3 顧問は会長及び理事長の諮問に答える、又隨時適切なる助言を行うことができる。

(相談役)

- 第22条 本連盟に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は副会長が兼務することができる。
 - 3 相談役は理事長の要請により理事会に出席し、必要な意見を述べることができる。

第7章 名誉会長

(名誉会長)

- 第23条 本連盟は必要に応じ、名誉会長の称号を贈ることができる。
- 2 名誉会長は理事会においてこれを推薦し、総会の議を経て会長名をもつてこれを贈る。
 - 3 名誉会長の称号は本会に対する功績の象徴であつて、永く顕彰する証左である。
 - 4 名誉会長の定数及び定年等については別に定める。

第8章 会議

(会議の種類)

- 第24条 会議の種類は総会、理事会、常任理事会及び審査会とする。

(総会)

- 第25条 総会は全会員が出席し事業年度の初めに開催する、又必要に応じ臨時に開催することができる。

(理事会)

- 第26条 理事会は必要的都度開催する。

(常任理事会)

- 第27条 常任理事会は必要に応じ開催する。

(審査会)

- 第28条 審査会は称号、段級位の必要な都度開催する。

(会議の招集)

- 第29条 総会は会長がこれを召集する。

2 理事会は理事長がこれを召集する。

3 常任理事会は会長がこれを召集する。

4 審査会は理事長名で通告する。

(会議の権限)

第30条 総会では、この規則に定められたものほか、次の事項を議決する。

- (1) 規則の制定、改廃に関する事項。
- (2) 事業計画に関する事項。
- (3) 予算及び決算に関する事項。
- (4) 会費、入会金並びに資産に関する事項。
- (5) 審査に関する事項。
- (6) その他必要な事項。

(会議の議長)

第31条 会議の議長は次のとおりとする。

- (1) 総会の議長は会長がこれにあたる。
- (2) 理事会の議長は理事長がこれにあたる。
- (3) 常任理事会の議長は理事長がこれにあたる。
- (4) 審査会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第32条 会議成立の定足数は次のとおりとする。

- (1) 総会は委任状含む二分の一以上。
- (2) 理事会は委任状含む全理事の三分の二以上。
- (3) 常任理事会は委任状含む五分の三以上。
- (4) 審査会は審査員所定数に達しなければ開会することはできない。
(3段以下5名、4、5段7名)

(議決)

第33条 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面表決)

第34条 やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、会長または他の構成員に代理人として表決を委任することができる。但し常任理事会は、代理人の表決は認められない

- (2) 審査会は書面表決はできない。

第9章 称号及び段級位の附与

(称号)

第35条 銃剣道並びに短剣道に関する称号は、全日本銃剣道連盟定款及び同審査規則に基づき、本連盟の審査会がその候補者を推薦して全日本銃剣道連盟本部に審査を申請しその決定による。但し範士称号は受審候補者の受審申請推薦については別に定める。

(段位審査)

第36条 段位の審査は初段から5段までを一般審査と称し、6段以上を高段審査と称する。

2 一般審査を実施する権限を本連盟は、全日本銃剣道本部から委嘱されており、一般審査による合否は本連盟の構成する審査会の決定による。

3 証書の発行は全日本銃剣道連盟会長名で行い本連盟会長がこれを附与する。

(級位審査)

第37条 級位の審査は本連盟が実施し、合格者に対し、本連盟会長名をもって証書を授与する。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本連盟の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 手数料
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入
- (6) 防具その他の什器備品

(資産の管理)

第39条 本連盟の資産の管理は理事長が行う。

2 資産管理の方法は理事会において決定する。

(経費の支弁)

第40条 本連盟の経費は資産をもって支弁する。

(予算決算)

第41条 本連盟の予算は毎年度当初に総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了1ヶ月以内に監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第42条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日で終了する。

第11章 雜則

(委任事項)

第43条 本連盟の運営上必要次の事項は、常任理事会の決定に委任する。

- (1) 旅費及び交通費に関する事項
- (2) 称号及び段級審査の手数料に関する事項
- (3) 組織未整備の地域連合支部及びこれに準ずる支部の暫定的な取り扱い事項
- (4) 慶弔に関する事項
- (5) 功労者の表彰に関する事項
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な暫定的事項

附則

- 1 この規則は昭和63年5月1日から改正施行する。
- 2 この規則は平成10年5月1日から改正施行する。
- 3 この規則は令和4年4月29日から改正施行する。
- 4 この規則は令和5年4月27日から改正施行する。